

放課後等デイサービス利用までの流れ

1. 利用相談・・・お住まいの区福祉保健センターや障害児相談支援事業所に、障害児通所支援の利用についてご相談ください。(相談支援事業所とは、サービスの利用の仕方について相談ができ、利用計画を作成する事業所です。)
2. 障害児通所支援事業所(以下事業所)の見学・・・空き状況については、直接事業所にご確認ください。また、空きを確認できましたら、事前に見学をするようにしてください。
3. 申請書等の提出・・・区福祉保健センターに障害児通所給付費支給等申請書を提出します。
4. 面接調査・・・利用要件を満たしているか、月に何回の利用を希望しているかなど、区役所の担当者が直接お話を伺います。支給が適切かどうか、審査を行います。
5. 受給者証の交付・・・審査の結果、支給が適切と判断された場合は、受給者証をご自宅に郵送します。
6. 事業者との契約・利用開始・・・受給者証を事業所に提示し、契約します。その後、利用を開始します。